

- 国土交通省では、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）について、既存認定事例の傾向や近年の社会課題等を踏まえ、令和9年度より基準を見直します。
- 今後も、本制度がより広く活用されるよう、支援ツールの提供、手引きの充実等を図ってまいります。

（1）背景・目的

国土交通省では、地域特性や事業特性に応じた多様な緑地が認定対象となるようにするとともに、申請・認定取得に係る申請者負担を軽減するため、令和7年10月、12月に有識者会議を開催し、評価基準等を見直しました。

（2）主な見直しポイント

（評価項目）	～ R8年度	R9年度～	
緑地面積	緑地面積1,000㎡以上の事業が認定対象	緑地面積 500㎡以上 の事業が認定対象	... 地方都市の事業における緑地面積の規模を踏まえ、 面積要件を緩和します！ ※認定ランクは、1,000㎡未満も1,000㎡以上と同様の考え方を適用
雨水の貯留浸透	選択項目	必須項目	... 近年の水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、 「選択項目」から「必須項目」とします！
水使用量の削減	「緑地雨水再利用率」を評価（レベル4,5）	「降雨を活用した灌水」を評価（レベル4,5）	... 定量的な算出が困難である「緑地雨水再利用率」の評価から、降雨を活用した灌水の定性的な評価に変更し、 要件を緩和します！
緑陰による熱中症対策	「地域の価値向上」対象外	「地域の価値向上」 対象	... 近年の熱中症対策への関心の高まりや、地域価値向上への貢献度を踏まえ、 「地域の価値向上」の項目とし、 本項目を高く評価します！
沿道緑化	「地域の価値向上」対象外	「地域の価値向上」 対象	... 沿道からの景観の重要性や、地域価値向上への貢献度を踏まえ、 「地域の価値向上」の項目とし、 本項目を高く評価します！

※上記の詳細及びその他の見直し内容については、以下の資料をご覧ください。
 「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の評価基準等の見直しについて（2026年2月）」
<https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/content/001984236.pdf>